

羽曳野市ご当地キャラクターの使用に関する要綱

制 定 平成 28 年 12 月 26 日

最近改正 令和 3 年 6 月 25 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、羽曳野市ご当地キャラクター(以下「キャラクター」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「キャラクター」とは、市が定めたキャラクターの基本デザイン(別図)及び市長が別に定めるその展開デザインをいう。

(キャラクターに関する権利)

第 3 条 キャラクターに関する一切の権利は、市に帰属するものとする。

(使用の申請等)

第 4 条 キャラクターを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ羽曳野市ご当地キャラクター使用承認申請書(様式第 1 号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出することにより申請し、その承認を受けなければならない。

(1) キャラクターの使用方法等の詳細を記載した企画書及び見本・イメージ図

(2) 申請者の事業又は活動の内容及び実績が確認できる書類

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定による申請を省略することができる。

(1) 市が使用する場合

(2) 報道機関が報道又は広報の目的で使用する場合

(3) 前 2 号に定めるもののほか、市長が適当と認めた場合

(使用の承認)

第 5 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、使用承認の可否を決定し、羽曳野市ご当地キャラクター使用(承認・不承認)通知書(様式第 2 号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、キャラクターの使用を承認しないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 特定の政治、思想又は宗教活動に利用され、又は利用されるおそれがあるとき。
- (3) 不当な利益を得るために利用され、又は利用されるおそれがあるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (5) 市の信用又は品位を害し、又は害するおそれがあるとき。
- (6) 申請者及びその代表者又は役員が次のア又はイのいずれかに該当するとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員

イ 羽曳野市暴力団排除条例(平成 24 年羽曳野市条例第 17 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者

- (7) 前各号に定めるもののほか、市長が使用について不適当と認めたとき。

3 市長は、キャラクターの使用の承認(以下「使用承認」という。)をする場合において、必要な条件を付することができる。

(使用料)

第 6 条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第 7 条 使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された目的又は用途のみに使用すること。
- (2) 市で定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。
- (3) 第 5 条第 3 項の規定により付された条件に従って使用すること。
- (4) キャラクターの使用に際し、市が貸し出した物件を期限までに返還すること。
- (5) キャラクターの使用前に当該使用承認に係る物件の完成見本を、速やかに市長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- (6) 商標、意匠等の登録出願を行わないこと。

(承認内容の変更等)

第 8 条 使用者は、キャラクターの承認内容を変更しようとするときは、あらかじめ羽

曳野市ご当地キャラクター使用承認変更申請書(様式第 3 号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に基づき承認することが適当と認めたときは、羽曳野市ご当地キャラクター使用内容変更承認通知書(様式第 4 号)により当該申請をした者に通知するものとする。

3 第 5 条及び前条の規定は、前 2 項の場合に準用する。

(使用承認の取消し)

第 9 条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、キャラクターの使用承認を取り消すとともに、羽曳野市ご当地キャラクター使用承認取消通知書(様式第 5 号)により、使用者にその旨を通知するものとする。

(1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により使用承認を受けたと認められるとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認められるとき。

2 前項の規定により使用承認を取り消された者は、当該使用承認に係る物件をいかなる場合であっても使用してはならない。

3 市は、使用承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(責任の制限)

第 10 条 市は、使用者がキャラクターの使用によって第三者に対して与えた損害又は損失について、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(損害賠償)

第 11 条 使用者がキャラクターの使用により、市に損害を生じさせた場合は、これを賠償しなければならない。

(委任)

第 12 条 この要綱の定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 12 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 25 日から施行する。

別図(第 2 条関係)



様式第 1 号(第 4 条関係)

羽曳野市ご当地キャラクター使用承認申請書

年 月 日

羽曳野市長 様

【申請者】

住所又は所在地

氏名(名称及び代表者名)

(※)

(※)法人の場合は、記名押印してください。

電話番号

羽曳野市ご当地キャラクターを下記のとおり使用したいので申請します。

記

項目	内容
使用内容	
使用目的	
使用方法	
使用場所	
使用期間(予定)	年 月 日 ～ 年 月 日
使用画像	
データ送付先	

※使用の際のデザイン案を添付してください。

第 号
年 月 日

羽曳野市ご当地キャラクター使用(承認・不承認)通知書

様

羽曳野市長

㊞

年 月 日付けで申請のありました羽曳野市ご当地キャラクターの使用について、
下記のとおり決定したので通知します。

記

承認の適否	承認 ・ 不承認
使用対象物件	
使用目的	
使用方法	
使用場所	
使用期間(予定)	年 月 日 ～ 年 月 日
承認の条件	使用に際しては、羽曳野市ご当地キャラクターの使用に関する要綱の 規定及び承認内容を遵守すること。
不承認の場合の理由	

様式第 3 号(第 8 条関係)

羽曳野市ご当地キャラクター使用承認変更申請書

年 月 日

羽曳野市長 様

【申請者】

住所又は所在地

氏名(名称及び代表者名)

(※)

(※)法人の場合は、記名押印してください。

電話番号

羽曳野市ご当地キャラクターの承認内容を下記のとおり変更したいので申請します。

記

変 更 の 理 由			
変 更 内 容		変 更 前	変 更 後
	使用対象物件		
	使 用 目 的		
	使 用 方 法		
	使用場所		
	使 用 期 間		

※変更後のデザイン案を添付してください。

様式第 4 号(第 8 条関係)

羽曳野市ご当地キャラクター使用内容変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

羽曳野市長

印

年 月 日付けで申請のありました羽曳野市ご当地キャラクターの使用内容の変更に
ついて、下記のとおり変更を承認します。

記

変 更 内 容		変 更 前	変 更 後
	使用対象物件		
	使 用 目 的		
	使 用 方 法		
	使 用 場 所		
	使 用 期 間		
	許 可 の 条 件		

※使用に際しては、羽曳野市ご当地キャラクターの使用に関する要綱の規定及び承認内容を遵守
すること。